

越谷市 市有施設の木造化・木質化等に関する方針

(目的)

第1 この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、県有施設の木造化・木質化等に関する指針（平成15年11月15日埼玉県知事決裁）に即して、同条第2項に掲げる必要な事項を定め、市有施設等における県産木材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、市民にやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供するとともに、循環型社会の構築、地球温暖化の防止、林業・木材産業の振興及び森林整備の促進等に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2 この方針において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市有施設 市が事業主体となり建築する公共建築物（法第2条第1項に規定する建築物をいう。以下同じ。）及び工作物のうち、別表に掲げるものをいう。
- (2) 建築 建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。
- (3) 市施工土木工事 市が事業主体となり施工する、道路、公園、河川及び下水道等に係る土木工事をいう。
- (4) 木造化 市有施設の構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁、小屋組等）の全て又は一部を木造とすることをいう。
- (5) 木質化 建築物の内装及び外壁等に木材を用いることをいう。
- (6) 県産木材 「さいたま県産木材認証制度」に基づき認証された木材をいう。

(木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第3 市は、法第4条に規定する市の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する市有施設及び市施工土木工事における県産木材の利用に努めるものとする。

(市有施設における木材の利用の目標)

第4 市有施設の建築にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、地上2階建て以下かつ延べ床面積が3,000㎡以下の公共建築物及びこれに付属する工作物は、木造化に努め、その他の施設にあつては、木造化について検討す

るものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令、施設の設置基準等により、木造化することが困難な施設
 - (2) 施設の用途、保安、維持管理等の特殊性により、木造化することが困難な施設
 - (3) その他、木造化することに困難な理由があるもの。
- 2 市有施設の建築及び改修にあたっては、当該施設が木造であるか、非木造であるかにかかわらず、別表に掲げる部分について、木質化に努めるものとする。
 - 3 木造化及び木質化の実施にあたっては、県産木材を使用するよう努めるものとする。ただし、当該市有施設が遠隔地にある等他の都道府県産木材を使用することが合理的と判断される場合は、この限りでない。

（市有施設の備品及び消耗品）

第5 市有施設における、机、椅子等の備品及び室名プレート、文具類等の消耗品には、県産木材を用いた製品の積極的な使用に努めるものとする。

（市有施設の暖房器具等）

第6 市有施設において、暖房器具又はボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

（市施工土木工事等の木材利用）

第7 市施工土木工事及び市有施設の外構工事においては、間伐材等の県産木材又は県産木材を用いた製品の使用に努めるものとする。

（木材関連業者等への要請）

第8 市は、国又は地方公共団体以外の者であって公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者に対して、相互に連携を図りながら、この方針に基づく木材の利用の促進及び木材の適切な供給の確保に努めるよう要請するものとする。

（普及及び啓発）

第9 市は、市有施設及び市施工土木工事における木材の利用の促進の意義等について市民に分かりやすく示すよう努めるものとする。

- 2 市有施設の管理者等は、多くの市民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることができるよう、関係する木造施設の普及及

び啓発に努めるものとする。

(人材育成及び情報提供)

第 10 市は、県産木材利用に関する人材育成、研究及び技術の開発・普及並びに県産木材の流通及び製品等に関する情報の収集・分析・提供に努めるものとする。

(コスト縮減への留意)

第 11 この方針の運用にあたっては、建設コスト縮減に十分留意するとともに、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮し、それらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

附 則

この方針は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 2、第 4 関係)

	用途	内装の木質化を 図る部分	外壁等の木質化を 図る部分
公共建築物	<ul style="list-style-type: none">・学校・福祉施設・保健・医療施設・スポーツ・文化施設・公営住宅・庁舎	<ul style="list-style-type: none">・玄関ホール・ロビー・共用廊下・主要な居室	<ul style="list-style-type: none">・軒（庇）、ピロティ等の雨よけがある外壁・軒裏及びピロティの天井
工作物	公共建築物に付属する案内板、掲示板、水槽、外柵、デッキ、パーゴラ、遊具等		